本号で公布された法令のあらまし

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第三〇八号）（厚生労働省）

1　技術総括審議官の名称及び所掌事務を変更することとした。（第一八条関係）

2　この政令は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。

◇平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三〇九号）（内閣府本府）

1　平成二八年八月一六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈣　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

㈤　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

㈥　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

㈦　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈧　北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町の区域に係る激甚災害について中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第三一〇号）（厚生労働省）

一　確定拠出年金法施行令の一部改正関係

1　個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直しに伴う拠出限度額の設定に当たって現行制度における拠出限度額の考え方と整合する水準を設定することとした。（第一一条及び第三六条関係）

2　個人型確定拠出年金の加入対象外の者を定める規定を削除することとした。（第三五条関係）

3　脱退一時金の請求要件に関する事項

㈠　確定拠出年金法附則第三条の脱退一時金（個人型年金運用指図者等に係る脱退一時金）の請求要件である個人別管理資産額について企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金を同時加入している場合には、双方の個人別管理資産額を合算して算定することとした。また、同法附則第二条の二の脱退一時金（企業型年金加入者であった者に係る脱退一時金）の請求要件である個人別管理資産については、合算しないこととした。なお、同条及び同法附則第三条の脱退一時金の支給額については、個人別管理資産を合算しないこととした。（第五九条第一項及び第三項並びに第六〇条第一項及び第三項関係）

㈡　確定拠出年金法附則第三条の脱退一時金の請求要件である個人別管理資産額について、二五万円に統一することとした。（第六〇条第二項関係）

㈢　確定拠出年金法附則第三条の脱退一時金の請求要件の一つである通算拠出期間について、企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金の同時加入が可能となることから、企業型年金加入者期間と個人型年金加入者期間の重複が生じる場合、当該重複する期間を除き算定することとした。（第六〇条第四項関係）

二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

存続厚生年金基金の実施事業主が企業型確定拠出年金を実施している場合の拠出限度額について、一の1と同様に設定することとした。（第三条第四項関係）

三　国民年金基金令の一部改正関係

1　国民年金基金の予算手続を認可から届出に簡素化することとした。（第二七条関係）

2　国民年金基金の合併及び分割時の公告事項を定めることとした。（第四二条の二関係）

四　所得税法施行令の一部改正関係

退職一時金等に係る退職所得控除額の計算の基礎となる組合員等であった期間について、企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金の同時加入が可能となることから、企業型年金加入者期間と個人型年金加入者期間の重複が生じる場合、当該重複する期間を除き算定することとした。（第六九条関係）

五　平成一六年度、平成一七年度、平成一九年度及び平成二〇年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正関係

所要の規定の整備を行うこととした。（第二三条関係）

六　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

所要の規定の整備を行うこととした。（第一二条関係）

七　厚生労働省組織令の一部改正関係

個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直しに伴い、企業年金国民年金基金課の名称を企業年金・個人年金課に変更することとした。（第一二四条、第一二八条及び第一二九条並びに附則第八条関係）

八　経過措置

個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直しに伴い、個人別管理資産の移換に関し、経過措置を定めることとした。（第七条～第一〇条関係）

九　施行期日

この政令は、平成二九年一月一日から施行することとし、三の1は、平成二九年度の予算から適用することとした。